



令和8年度 社会資本整備総合交付金事業 道路土工構造物長寿命化修繕計画更新業務委託

金抜設計書

業務番号 2026052900

---

業務名 令和8年度 社会資本整備総合交付金事業 道路土工構造物長寿命化修繕計画更新業務委託

---

履行場所 加東市全域

---

---

兵庫県 加東市



# 総括情報表

単価適用年月日	00-08.04.01(0)		
旅費交通費率計上	今回 01 自動率計上する	前回	

# 工事費内訳書

頁0-0002/0011

費目・工種・種別・細目	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
設計業務委託費						
長寿命化修繕計画						
長寿命化修繕計画						
計画準備						
計画準備						
	1		式			施工 第0 -0001号内訳表
資料収集・整理						
	1		式			施工 第0 -0002号内訳表
道路土工構造物長寿命化修繕計画策定						
計画方針設定						
	1		式			施工 第0 -0003号内訳表
計画策定						
	117		箇所			施工 第0 -0004号内訳表

# 工事費内訳書

頁0-0003/0011

費目・工種・種別・細目	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
報告書作成						
報告書作成						
打合せ	1		式			施工 第0 -0005号内訳表
打合せ						
打合せ協議						
打合せ協議						
打合せ協議	1		式			施工 第0 -0006号内訳表
直接費計（その他設計業務）						
直接費計（概略、予備、詳細設計）						
電子成果品作成費（概略、予備、詳細設計）			式			

# 工事費内訳書

頁0-0004/0011

費目・工種・種別・細目	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
電子成果品作成費（その他設計業務）			式			
旅費交通費（率計上）			式			
その他原価			式			
業務原価			式			
一般管理費等			式			
委託業務価格			式			
業務価格計			式			
消費税相当額			式			
総計			式			







# 施工単価表

施工 第0 -0004号内訳表

頁0-0008/0011

計画策定

[規格1] 名称・規格	[規格2] 数量	単位	[摘要] 単価	金額	備考 100 箇所 当り
主任技師 (大学卒18年以上)		人			1 直接人件費
技師(A) (大学卒13年以上)		人			1 直接人件費
技師(B) (大学卒8年以上)		人			1 直接人件費
技師(C) (大学卒5年以上)		人			1 直接人件費
合 計	100	箇所			
単 位 当 り	1	箇所			







# 数量総括表

業務名	令和8年度 社会資本整備総合交付金事業 道路土工構造物長寿命化修繕計画更新業務委託	事業区分	設計業務委託	
		業務区分	土木設計	
工種・種別・細目	算式	数量	単位	摘要
設計業務委託費				
長寿命化修繕計画				
長寿命化修繕計画				
計画準備				
計画準備		1	式	
資料収集・整理		1	式	
道路土工構造物長寿命化修繕計画策定				
計画方針設定		1	式	
計画策定		117	箇所	
報告書作成				
報告書作成		1	式	
打合せ				
打合せ				
打合せ協議				
打合せ協議		1	式	

令和8年度 社会資本整備総合交付金事業  
道路土工構造物長寿命化修繕計画更新業務委託 特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用範囲

本特記仕様書は、加東市（以下、「発注者」という。）が委託する「令和8年度 社会資本整備総合交付金事業 道路土工構造物長寿命化修繕計画更新業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

第2条 業務目的

本業務は、「令和7年度 社会資本整備総合交付金事業 道路土工構造物点検業務委託（以下、「R7業務」という。）」の結果を踏まえ、発注者が管理する道路土工構造物の修繕・維持管理計画を策定することを目的とする。

第3条 準拠法令等

本業務は、本特記仕様書に定めるもののほか、以下に法令等を遵守するものとする。

- (1) 道路法（昭和27年 法律第180号）
- (2) 道路土工構造物点検要領（平成29年8月・国土交通省 道路局）及び（令和5年3月・国土交通省 道路局 国道・技術課）（以下、点検要領とする。）
- (3) 加東市財務規則（平成18年規則第35号）
- (4) 加東市契約規則（平成18年規則第38号）
- (5) 加東市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年規則第2号）
- (6) その他関係法令及び通達等

第4条 履行期間

本業務の履行期間は、契約日の翌日から令和9年1月29日までとする。

第5条 提出書類

受託者は、本業務の契約締結後速やかに以下の書類を提出するものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務工程表
- (3) 業務実施計画書
- (4) 管理技術者届及び照査技術者届（経歴書、資格証（写）等含む）
- (5) 各種資格証及び取得証明書等
- (6) その他発注者が示す書類

第6条 配置技術者

本業務に配置する管理技術者および照査技術者は、以下の(1)～(3)のいずれかの資格を有する自社の正社員（3箇月以上の雇用契約がある者）とし、兼務は不可とする。

- (1) 技術士（建設部門：道路）または（総合技術監理部門：建設・道路）
- (2) 技術士（応用理学部門：地質）または（総合技術監理部門：応用理学・地質）
- (3) RCCM（道路）または（地質）

#### 第7条 貸与資料

本業務に際して貸与する資料は、発注者が必要と認める資料とする。また、受託者は、この保管及び管理を行い、本業務終了後は速やかに返却しなければならない。

#### 第8条 機密保持

受託者は、本業務の遂行上知り得た事柄を第三者に漏らしてはならないものとする。

#### 第9条 成果品の瑕疵

業務終了後、受託者の過失または粗漏に起因する不良箇所が確認された場合、発注者が必要と認める補足訂正及びその他必要な作業は受託者の負担で行うものとする。

#### 第10条 成果品の帰属

本業務で履行した内容はすべて発注者の所有とし、調査結果についても発注者の承諾なくして貸与、公表、使用してはならない。

#### 第11条 疑義等

本仕様書に明示されていない事項及び疑義を生じた場合については、発注者と受託者の協議の上、決定するものとする。

## 第2章 業務概要

#### 第12条 業務概要

本業務の業務概要は、以下のとおりとする。

- |                          |     |
|--------------------------|-----|
| (1) 計画準備                 | 1 式 |
| (2) 資料収集・整理              | 1 式 |
| (3) 道路土工構造物長寿命化修繕計画方針の設定 | 1 式 |
| (4) 道路土工構造物長寿命化修繕計画の策定   | 1 式 |
| (5) 報告書作成                | 1 式 |
| (6) 打合せ協議                | 1 式 |

#### 第13条 計画準備

本業務の実施にあたり、業務の目的・仕様・貸与資料及びデータの性質を十分に把握した上で、合理的かつ正確に作業を実施するために作業方法、使用する主要な機器、人員配置、工程計画を立案し、業務実施計画書を作成するものとする。

#### 第14条 資料収集・整理

本業務に必要な資料を収集し整理するものとする。なお、貸与資料は、個人情報及び公共財産であることを十分認識したうえでセキュリティ管理を徹底し取り扱うこと。

#### 第15条 道路土工構造物維持管理計画方針の設定

本作業は、道路土工構造物維持管理計画を策定するうえでの基本方針として、R7 業務の結果及び道路防災点検結果から、第三者被害の影響度を踏まえた重要度ランクを設定する。なお、重要度ランクは下表の健全性の判断区分をもとに設定することを基本とするが、具体的な設定方法については、調査職員と協議のうえ決定するものとする。

判定区分	判定の内容
I 健全	変状はない、もしくは変状があっても対策が必要ない場合（道路の機能に支障が生じていない状態）
II 経過観察段階	変状が確認され、変状の進行度合いの観察が一定期間必要な場合（道路の機能に支障が生じていないが、別途、詳細な調査の実施や定期的な観察などの措置が望ましい状態）
III 早期措置段階	変状が確認され、かつ次回点検までにさらに進行すると想定されることから構造物の崩壊が予想されるため、できるだけ速やかに措置を講ずることが望ましい場合（道路の機能に支障は生じていないが、次回点検までに支障が生じる可能性があり、できるだけ速やかに措置を講ずることが望ましい状態）
IV 緊急措置段階	変状が著しく、大規模な崩壊に繋がるおそれがあると判断され、緊急的な措置が必要な場合（道路の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態）

#### 第16条 道路土工構造物維持管理計画の策定

本作業は、前条で設定した方針に則り計画を策定するものとする。

##### (1) 補修優先順位の設定

前条で設定した重要度ランクに地域特性や道路の路線特性等を勘案して、維持管理上の優先順位を設定する。また、対策が必要と思われる箇所については、対策に必要な検討を行うものとする。

##### (2) 点検計画及び点検マニュアルの策定

軽微な変状箇所や日常点検等で対応する箇所について、職員が実施できる点検マニュアルを作成するとともに、継続的な維持管理点検を実施するための点検計画を策定する。

#### 第17条 報告書作成

本業務中で作成した資料等について報告書の体裁にとりまとめるものとする。なお、必要に応じてパブリックコメントの支援等を行うものとする。

#### 第18条 打合せ協議

受託者は、打合せ協議を業務着手時、中間時及び成果品納入時に行うことを原則とするが、必要があれば発注者と受託者が協議し適宜開催するものとする。また、受託者は打ち合わせ簿を2部作成し、発注者・受託者各1部ずつ保管するものとする。

### 第3章 成果品

#### 第19条 成果品

本業務における成果品は以下のとおりとする。

- |                   |     |
|-------------------|-----|
| (1) 業務報告書         | 1 式 |
| (2) 道路土工構造物維持管理計画 | 1 式 |
| (3) 打合せ協議簿        | 1 式 |
| (4) 上記電子データ       | 1 式 |
| (5) その他必要と認められる資料 | 1 式 |

# 位置図

加東市内全域  
計画策定 117箇所

